

第7章 計画の推進体制

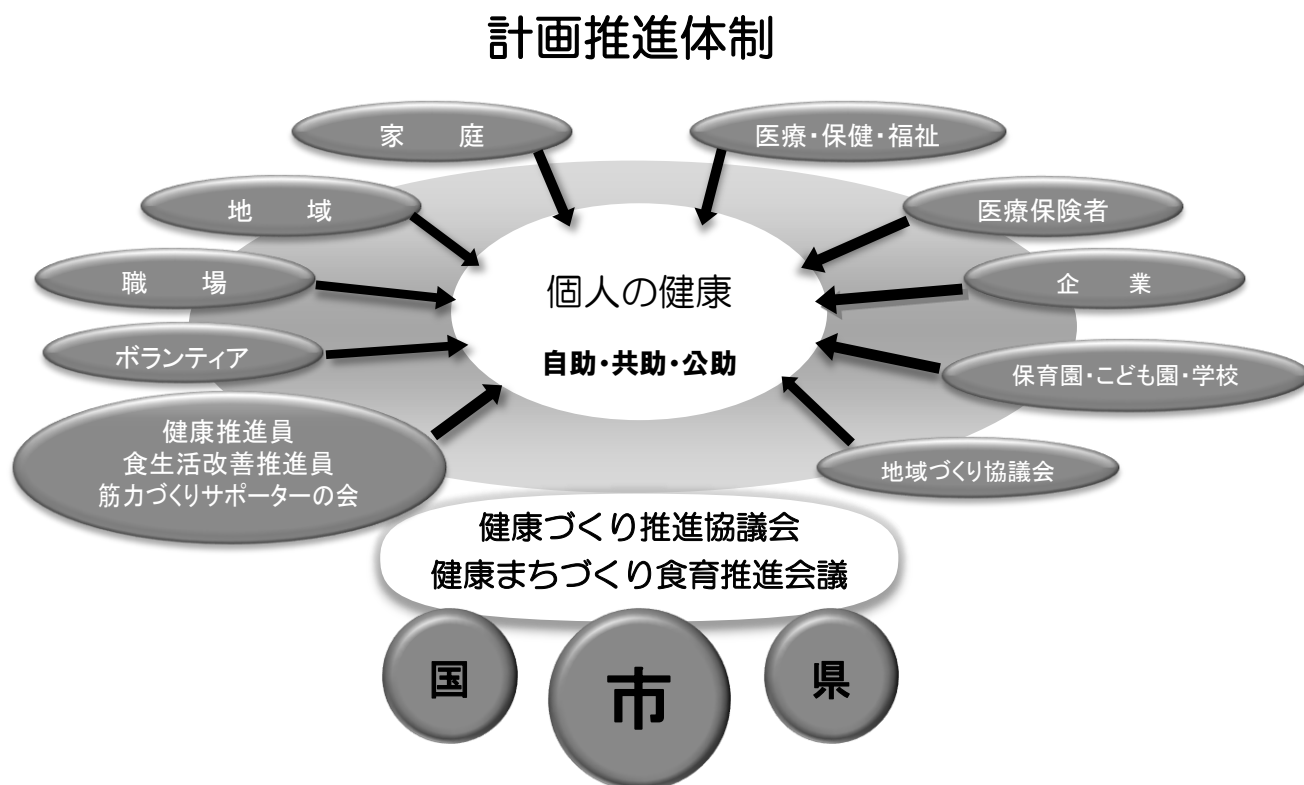
1 計画の推進体制

生涯を通じてだれもが健やかで心豊かに生活できる活力あるまちを築いていくためには、市民一人ひとりが自ら主体的に健康に対する意識をもち、取り組んでいくことが最も重要です。

しかし、個人の力だけでは限界のある健康づくりを推進するために、社会全体で健康づくりに取り組みやすい環境を整備することが必要です。各々の特性を活かしながら連携・協力して推進します。

生涯を通じて **だれもが健やかで いきいきとくらせる^{まち}地域**

～ 健康寿命の延伸 健康格差の縮小 働き盛りの死亡の減少 生活の質の向上 ～



2 関係機関の役割

① 家庭の役割

家庭は、人が暮らしていく上で最も基本的な単位で、健康的な生活習慣の基本を身につけることと、憩いと安らぎと休養の場として生きる力を家族にもたらし、一人ひとりの健康を生涯にわたって育んでいく場としての役割を担っています。

子どもの生活習慣は、親の生活習慣がそのまま影響します。健全な生活習慣を確立するためには、親から子へ正しい生活習慣が受け継がれるよう一人ひとりが家族とともに健康について考え、地域や行政、関係機関等の協力支援のもと、日々の生活の中で健康づくりを積み重ねることが大切です。

② 地域の役割

健康推進員、筋力づくりサポーター、食生活改善推進員等を核として地域における健康づくりに関する情報の提供、学習活動、市民や地域団体が活動する場の提供等が求められます。

活動にあたっては、地域づくり協議会が支援することで、個人の健康づくりが推進されます。また地域活動の活性化や仲間づくりが促進されます。

地域の核となる人材の把握・育成により、地域信頼のネットワークづくりを推進し、ソーシャルキャピタル(社会のつながり)の醸成を図ることが求められます。

③ 保育園・こども園・学校の役割

ライフステージに応じた正しい生活習慣の確立及び疾病予防のためには、生活習慣が身に付く時期である幼児期からの働きかけが重要です。

特に食育、性教育、喫煙防止教育、薬物乱用防止教育等の対応や歯科保健の推進を効果的に行うために、関係機関と連携・協働を図り、施策の推進が求められます。また、子どもの頃からの健全な生活習慣の習得に向け、家庭と連携して取り組む必要があります。

④ 企業・職場の役割

青年期から成年期を過ごす職場環境は、働く人が健康的な生活を送る上で重要です。定期的な健康診査の実施やがん検診を受ける機会の充実、受動喫煙防止対策等健康づくりに取り組みやすい環境を整備することが求められます。また、労務管理の観点から、事故、過労死や過労自殺等を防止し、ストレス対策等のメンタルヘルスケアに取り組む必要があります。労働安全衛生法改正（平成27年12月1日）により、50名以上の事業所については、ストレスチェックが義務化されました。

⑤ 医療・保健・関係機関の役割

医師会、歯科医師会、薬剤師会等をはじめとする関係機関は、行政等と情報共有し、ネットワークを強化することで、連携、協働して、健康づくりに関する情報提供や相談、生活習慣病予防、病気の重症化予防等について、それぞれ専門性を活かし、より効果的に健康づくりを支援していくことが求められます。

⑥ 医療保険者の役割

医療保険者は、その加入者の健康の維持、増進のために必要な保健・福祉サービスを提供する機能をもっており、保健担当課と協力し、特定健診受診率及び特定保健指導率の向上に努めるとともに、一次予防重視の保健事業の充実と強化の積極的な実施が期待されます。

⑦ 行政の役割

健康寿命の延伸や健康格差の縮小を目指し、市民の健康づくりの推進役として県や関係機関と連携した健康づくり対策に取り組みます。具体的には、住民一人ひとりの健康づくりへの支援のほかに、市民全体への健康づくりに関する普及啓発、健康推進員、筋力づくりサポーター、食生活改善進員等地区組織の育成・協働、学校や職場、健康づくりに関する団体等との連携・協働による計画推進体制の整備等を行います。

また、保健事業の実施については、地域診断から明らかになった南魚沼市の健康課題を市民と共有し、PDCAサイクル（計画、実施、評価、改善）を回して、根拠に基づいた効果的な活動に努めます。

計画の推進にあたっては、市の保健事業分野だけでなく、国保、商工観光、産業、交通政策、環境政策、男女共同参画、学校教育、社会教育、介護、福祉、子育て支援、病院等全部局が今まで以上に健康に関するそれぞれの役割分担を実行するための施策検討の推進に努め、地域と一体となって健康なまちづくりを実現します。

